

新旧対照条文

◎保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行				
<p>(略)</p>	<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十六条第一項に規定する療養（同法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養及び同項第二号に規定する生活療養を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十六条第一項に規定する療養（同法第六十四条第二項第一号に規定する食事療養及び同項第二号に規定する生活療養を除く。）についての費用の額の算定については、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の例による。この場合において、別表第一の上欄に掲げる療養を行った場合にあつては同表の下欄に掲げる療養を行ったものとみなして、別表第二の上欄に掲げる療養を行った場合にあつては同表の下欄に掲げる点数を用いて、それぞれ算定するものとする。</p>				
<p>別表第一</p> <table border="1" data-bbox="210 188 384 1070"> <tr> <td>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十</td> <td>上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対</td> </tr> </table>	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十	上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対	<p>別表第一</p> <table border="1" data-bbox="210 1151 384 2033"> <tr> <td>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十</td> <td>上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対</td> </tr> </table>	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十	上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十	上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対				
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十	上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対				

<p>五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療</p>	<p>医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験（機械器具等に係るもの限り、医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療</p>
<p>象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの</p>	<p>上欄の診療のうち検査及び画像診断に係る診療（当該治験の対象とされる機械器具等を使用した処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴（以下「処置等」という。）が行われた日から起算して前八日目に当たる日から当該処置等が行われた日から起算して八日を経過する日までの間（二以上の処置等が行われた場合にあつては、最初の処置等が行われた日から起算して前八日目に当たる日から最後の処置等が行われた日から起算して八日を経過する日までの間とする。）に行われたもの</p>

<p>五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療</p>	<p>医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験（機械器具等に係るもの限り、同法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療</p>
<p>象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの。ただし、医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者による治験に係る診療にあつては、上欄の診療のうち投薬及び注射に係る診療（当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの</p>	<p>上欄の診療のうち検査及び画像診断に係る診療（当該治験の対象とされる機械器具等を使用した処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴（以下「処置等」という。）が行われた日から起算して前八日目に当たる日から当該処置等が行われた日から起算して八日を経過する日までの間（二以上の処置等が行われた場合にあつては、最初の処置等が行われた日から起算して前八日目に当たる日から最後の処置等が行われた日から起算して八日を経過する日までの間とする。）に行われたもの</p>

別表第二 (略)	(略)	医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験（加工細胞等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百七十五条の二の加工細胞等という。以下同じ。）に係るもの）に限り、 <u>医薬品医療機器等法</u> 第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療	（略）	限る。）を行わないもの
	(略)			

別表第二 (略)	(略)	医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験（加工細胞等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百七十五条の二の加工細胞等という。以下同じ。）に係るもの）に限り、 <u>同法</u> 第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療	（略）	限る。）を行わないもの
	(略)	上欄の診療のうち検査及び画像診断に係る診療（当該治験の対象とされる加工細胞等を使用した処置等が行われた日から起算して前八日目に当たる日から当該処置等が行われた日から起算して八日を経過する日までの間（二以上の処置等が行われた場合にあつては、最初の処置等が行われた日から起算して前八日目に当たる日から最後の処置等が行われた日から起算して八日を経過する日までの間とする。）に行われたものに限る。）を行わないもの		